

第6章 資料編

I 鳴門市地域福祉計画審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳴門市附属機関設置条例（平成25年鳴門市条例第2号）第11条の規定に基づき、鳴門市地域福祉計画審議会（以下、「審議会」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

(委員長及び副委員長)

第2条 審議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、それぞれ委員の互選によって定める。

3 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議（以下、「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、審議にかかる最初の会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員長が議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第4条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求め、意見又は資料の提出を求めることができる。

(市民会議)

第5条 委員長は、鳴門市地域福祉計画及び鳴門市地域福祉活動計画を一体的に策定するにあたり、広く市民の意見を求め、必要となる調査・研究・分析を行うための組織として、鳴門市地域福祉計画等策定市民会議（以下、「市民会議」という。）を設置することができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月7日から施行する。

Ⅱ 鳴門市地域福祉計画審議会委員名簿（敬称略・順不同）

区 分	所 属 団 体 ・ 役 職 名 等	氏 名	備 考
1	徳島大学大学院医歯薬学研究部 教授	白 山 靖 彦	委員長
2	徳島弁護士会 弁護士	森 晋 介	
3	鳴門市医師会 会長	吉 田 成 仁	
4	鳴門市社会福祉協議会 会長	藤 村 松 男	副委員長
5	鳴門市自治振興連合会 会長	益 岡 道 義	
6	鳴門市民生委員児童委員協議会 会長	市 橋 正 成※	
7	鳴門市地区社会福祉協議会会長会 会長	尾 形 丹 士	
8	鳴門市ボランティア連絡協議会 副会長	佐 藤 由 紀	
9	鳴門市子どものまちづくり推進協議会 会長	山 田 芳 明	
10	鳴門市老人クラブ連合会 副会長	前 田 ユ キ 子	
11	鳴門市婦人連合会 会長	矢 野 壽 美 子	
12	鳴門市自主防災会連絡協議会 会長	小 川 泰 範	
13	徳島保護観察所 鳴門板野保護司会 保護司	川 端 敦 子	
14	鳴門市手をつなぐ育成会 副会長	玉 関 文 代	
15	鳴門市 こども総合企画調整官	三 宅 敏 勝	
16	公募市民	脇 景 子	

※令和4年12月委嘱（令和4年4月～11月まで松本 久和子）

Ⅲ 計画の策定経過

日 程	内 容
令和4年1月4日 ～2月7日	第2期鳴門市地域福祉計画策定のためのアンケート調査
令和4年5月13日 ～7月12日	第1回地域座談会
令和4年5月19日	第1回地域福祉計画審議会 市長から審議会へ諮問
令和4年9月1日	第2回地域福祉計画審議会
令和4年9月28日 ～11月8日	第2回地域座談会
令和4年11月24日	第3回地域福祉計画審議会
令和4年12月27日 ～令和5年1月31日	パブリックコメント手続きに係る意見募集の実施
令和5年3月15日	第4回地域福祉計画審議会
令和5年3月20日	審議会から市長へ答申

IV 持続可能な開発目標（SDGs）

SDGsは、2015年9月の国連サミットで採択された、2030年を期限とした国際社会全体における17の開発目標で、地球上の誰一人取り残さない持続可能な社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題を統合的に解決しようとするものです。

本計画の基本理念に示す、誰ひとり取り残すことの無い鳴門市地域共生社会の実現は、SDGsの達成に資すると考えられることから、地域福祉の推進に関わる開発目標を各基本目標に位置付けます。

■本計画の基本目標に位置づけるSDGsの目標内容

目標	目標内容
	目標1（貧困） ひとり親世帯、生活保護世帯を含め、生活困窮者の自立と尊厳の確保と、生活困窮者支援を通じた地域づくりを目標に、一人ひとりの状況に応じた包括的な相談支援と支援計画を通じて、住居確保支援、就労支援、緊急支援等の自立に向けた包括的な支援を行っていきます。また、貧困の連鎖を防止するために生活困窮世帯の子どもに対する学習支援や居場所づくりに取り組みます。
	目標2（飢餓） 生活困窮者への包括的な自立相談支援を通して、緊急的な一時生活支援として、食料を含めた日常生活に必要な支援を提供します。
	目標3（健康と福祉） 健康づくりの推進、福祉サービスの適切な提供・利用の推進等、すべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進します。 相談から支援を円滑に行うために、また、複合化・複雑化する課題に的確に対応するため、包括的な相談支援体制を構築していきます。
	目標4（教育） 地域福祉活動を担う人材育成を進めます。また、地域における共生の文化を創造する総合的な活動として福祉教育をとらえ、地域にある課題に基づいた福祉教育に取り組みます。

<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p>目標 5 (ジェンダー平等)</p> <p>互いに助けあい、地域全体を強くするためには、互いに尊重し認めあうジェンダー平等の意識が欠かせません。特に、子育てにやさしい環境づくり、福祉意識の醸成を図り地域福祉活動を担う人材育成、包括的相談支援、防災・防犯の地域づくりの中で、平等と互助意識を高めていけるよう取り組みます。</p>
<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>目標 8 (成長・雇用)</p> <p>高齢者の就労支援、障がい者の雇用・就業推進、生活困窮者の自立支援、地域活動への支援を通して、誰もが働きがいのある雇用・活動や、安心な暮らしを持続的に進めるよう取り組みます。</p>
<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>目標 10 (不平等)</p> <p>年齢、性別、障がい、国籍等に関わりなく、平等にすべての人が健康で支障なく日常生活が送れるよう、福祉教育、包括的相談支援、子どもの貧困対策、健康づくり、権利擁護システムの推進、福祉サービスの充実等に取り組めます。</p>
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>目標 11 (持続可能な町)</p> <p>自分が住み慣れた地域で住み続けることができるよう、福祉サービスの充実・適正な提供と支援体制の充実を図り、支えあいの仕組みづくりを行います。また、防災に関して、避難行動要支援者の把握、日常的な見守り・支援の推進に取り組めます。さらに、多様な関係機関・団体と連携、協働を図り、包括的な支援体制を構築し、安全で快適な環境づくりを推進します。</p>
<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<p>目標 16 (平和)</p> <p>高齢者・障がい者・子どもへの虐待防止、権利擁護の推進、再犯防止等に取り組む、平和で公正な社会をつくるために、多くの地域住民の参画を促し、地域共生社会の実現に取り組めます。</p>
<p>17 パートナシップで目標を達成しよう</p> 	<p>目標 17 (協働)</p> <p>あらゆる目標を達成するためには、人々の協力は欠かせません。持続可能な地域を構築するため、行政、住民、事業者が互いを尊重し、協働で地域福祉の推進を図ることに取り組みます。</p>

■本計画の基本目標に位置づけるSDGsの目標一覧

<p><<基本理念>></p> <p>地域共生社会の実現</p> <p>安心してしあわせに暮らすことが出来る</p> <p>みんなが考え、</p>	<p>●基本目標1 地域コミュニティ支援による地域のつながりづくり</p>      
	<p>●基本目標2 安全・安心な暮らしを支える仕組みづくり</p>    
	<p>●基本目標3 生涯の暮らしを支える仕組みづくり</p>    
	<p>●基本目標4 地域共生社会の実現に向けた相談支援の体制づくり</p>      
	<p>●基本目標5 適切な福祉サービスを受けられる仕組みづくり</p>      
	<p>●基本目標6 権利擁護の支援体制づくり</p>   
	<p>●基本目標7 次代の地域福祉を担う人材づくり</p>     